

アプローチレター



平成27年4月号NO.10

花の便りも伝わる今日このごろ、新しい生命の誕生に、心が躍ります♪

(花粉症でつら〜い方もいらっしゃると思いますが…)

新しいクラスや学校、職場など、新たなスタートの時です！

アプローチレターもちょっぴりリニューアルいたしました。

新年度も、皆様の新たな一歩に少しでもお力添えできるよう、頑張ってお参ります。



アプローチレター製作委員会



【インデックス】

1. コラム ~当方代表が交代で書きます・語ります！~
2. 特集「会社法改正」
3. アプローチ相談室
4. THE法務局調査
5. アプローチ女子会
6. アプローチからのお知らせ
7. アプローチ外部講師派遣のご案内
8. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

安立 裕司
伊藤・近藤
水 谷
安 井
望 月
水 野

1. コラム 「相続対策とは？」

みなさん、こんにちは！

いつもアプレターをお読み頂き、ありがとうございます。

皆様に喜んで頂けるよう、今号も手作りの紙面をお届けします！

さて、今年の1月から相続税法が改正（何でこれが「改正」なんだろうかね？）となり、相続税は増税になりました。

これに伴い、相続対策も活発化してきています。

ただ、「相続対策」と言っても、実は、いろいろあり、闇雲に行動したら失敗します。

まず、あなたのご家族の最優先事項は、「相続税対策＝税金を安くすること」なのか、「争族対策＝家族が揉めないこと」なのか、「納税資金対策＝資金調達」なのかを明確にする必要があります。

これを明確にしないと、がんばっているいろんな情報や知識を得て、何か行動したとしても、決して良い結果にはなりません。

そう、相続対策には「方針の決定」が何より重要なんです。

方針を決定するために必要不可欠なことが「現状把握」です。

- ①法定相続人は誰？その法定相続分は？
- ②相続財産はどこにどれだけありますか？
- ③その評価額はいくらですか？
- ④今、相続が発生したらいくら相続税がかかりますか？
- ⑤それを支払うお金は用意していますか？
- ⑥相続が発生したら揉めそうですか？

上記の質問に1つでも「？」がつくと黄色信号です。

相続について、質問やお困りの事がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。



安立 裕司

2. 特集 「会社法改正」

担当 伊藤泰三、近藤正文

早いもので、会社法が施行されて9年が経とうとしております。

その間、会社法施行規則、会社計算規則の改正はあったものの、会社法自体は改正されることはありませんでした。しかし、昨年、ようやく「会社法の一部を改正する法律案」が成立し、本年改正の運びとなりました。（施行日：平成27年5月1日です。）

本改正の内容は多岐にわたりますので、実務を行う上で重要な改正ポイントに絞ってお知らせしたいと思います。

I 新しい機関制度の創設

監査役設置会社と委員会設置会社（今回の改正で「**指名委員会等設置会社**」と改名されます）の中間的な機関として、新たに「**監査等委員会設置会社**」という機関が創設されます。会社法の目玉であった「委員会設置会社」があまり流行らなかった事を受け、「委員会設置会社」よりは利用しやすい機関構造を採用しています。これにより社外取締役の活用を促進しようという狙いがあります。実際、上場会社の中に既に移行を表明している会社も出てきました。

- 【特徴】
- ① 監査等委員である**取締役3人**以上、その過半数は**社外取締役**
 - ② 監査等委員会設置会社は、取締役会及び会計監査人を置く必要あり
 - ③ 監査役を置くことが出来ない
 - ④ 任期は**2年**。（**短縮不可**）
 - ⑤ 取締役に「重要な業務執行の決定」を委任することが可能になる。

II 社外性の要件の変更

社外取締役、社外監査役の要件の見直しを行っています。具体的には以下のとおり。

【現行会社法の社外要件】

社外取締役に出来ない	会社	社外監査役に出来ない者
業務執行取締役、執行役、使用人 +過去にそうであった者	当該株式会社	取締役、使用人 +過去に上記の者、会計参与、執行役であった者
業務執行取締役、執行役、使用人 +過去にそうであった者	子会社	取締役、使用人、会計参与、執行役 +過去にそうであった者

【改正後の社外要件】

社外取締役に出来ない	会社	社外監査役に出来ない者
支配株主、取締役、執行役、使用人	親会社等	支配株主、取締役、執行役、使用人、監査役
業務執行取締役、執行役、使用人	兄弟会社	業務執行取締役、執行役、使用人
業務執行取締役、執行役、使用人 +過去10年以内にそうであった者	当該株式会社	取締役、使用人 +過去10年以内に上記の者、会計参与、執行役であった者
業務執行取締役、執行役、使用人 +過去10年以内にそうであった者	子会社	取締役、使用人、会計参与、執行役 +過去10年以内にそうであった者
当該株式会社の取締役、執行役、重要な使用人、支配株主	近親者 (配偶者、2親等内の親族)	当該株式会社の取締役、重要な使用人、支配株主

Ⅲ キャッシュ・アウトの手法に関する改正

キャッシュ・アウトとは？

支配株主が主導して、少数株主の株主を現金で買い取り、対象会社から締め出す事を言います。

現行法上では、キャッシュ・アウトを直接の目的とする制度はありませんでした。

実務上は全部取得条項付種類株式を利用する場合がありますが、キャッシュ・アウトを目的とする制度ではありませんでした。

新法では、キャッシュ・アウトを目的とする「**特別支配株主の株式等売渡請求**」という手法を創設しました。

～ 特別支配株主の株式等売渡請求 ～

- ① 総株主の議決権の**10分の9以上**を有している「**特別支配株主**」からの請求
- ② 株主総会の決議は不要（取締役会の決議で承認）
- ③ 取得日に少数株主の株式の全部を取得できる。
- ④ 差止請求や、無効の訴え等少数株主への救済方法あり

又、「全部取得条項付種類株式」や「株式の併合」に手法を改正し、少数株主の保護を図りつつ、キャッシュ・アウトを行いやすくする改正もしております。

Ⅳ 組織再編に関する改正

組織再編に関しても多くの改正がなされています。その中で実務上重要な改正として「**略式組織再編・簡易組織再編における反対株主の買取請求を認めない**」こと「**詐害的会社分割を行った際の債権者を保護する規定**」を新設しています。

Ⅴ 監査役の監査の範囲に関する登記

実務上では、一番の改正ポイントになります。

現行法上では、定款を見ないと監査役の監査の範囲は分かりませんでした。新法では、**監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定すること**を定款で定めていることが登記事項になります。

既存の会社も登記をする必要があります。

該当する会社は施行後、最初に行う監査役の変更登記の際に登記を行う必要があります。

その他、増資においても、仮装払込みによる場合の引受人等の全額支払義務や、総数引受契約について承認決議が必要となるなど、実務において重大な改正が多数なされており、この限られた紙面ではご紹介・ご説明しきれません。

ご興味がある方又はご不明な点のある方は、アプローチまでお問い合わせください。

テーマ『会社法改正』外部派遣 強化月間

～ お気軽にご相談下さい（0120-512-432） ～

無料 相 続 ・ 遺 言 相 談 会 実 施 中

3. アプローチ相談室

～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

Q. 父が亡くなり相続が発生しました。
ただ、どうやら父には借金があったみたい…。
残額とかを調べるにはどうすればいい？

担当：水谷 彰宏



A. 「信用情報機関」に亡くなった方の信用情報の開示請求を行い、
契約の有無や残額等を調べましょう。

金融機関との間のローンやクレジットの契約内容、支払い状況、残高などの信用情報は、
「信用情報機関」に登録されています。

そこで、これら「信用情報機関」に対し、相続人から、亡くなった方（被相続人）の
信用情報（個人情報）の開示請求を行うことにより、その内容を確認することができます。

「信用情報機関」は下記の3つがあります。

- ・全国銀行個人信用情報センター（全銀協） 主に銀行系
- ・C I C（シー・アイ・シー） 主に信販会社系
- ・J I C C（日本信用情報機構） 主に消費者金融系

詳しい手続きは、各「信用情報機関」のHPに案内されていますが、少なくとも、

- ・個人情報開示請求書
- ・除籍謄本、戸籍謄本等（被相続人の死亡の事実や、相続人との相続関係を確認するため）
- ・本人確認資料（運転免許証、保険証等の写し）
- ・手数料（1件（1氏名）あたり1000円程度）

といった書類が、必要となるようです。

回答書は、開示請求書到着から1週間～10日ほどで届くとされています。

4. THE法務局調査

～当方法務局調査員が、珍しい謄本や地名、各法務局のこぼれ話をご紹介します～

～ 地番について ～

担当：安井 眞二

少し前に、面白いと言うか変わった地番を公図で見ました。

“〇〇+〇〇+〇〇+〇〇+〇〇+〇〇”というもの。

えっ、なにこれ(・▽・;)？と思い、法務局に確認しました。すると、

『これは、この土地に〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で構成している土地です。

ただ、どれがどこかは確定していません。』とのこと。

なんじゃそれΣ(°д°)！ですね～

先日も、〇〇番、〇〇番合併地、なんてものも…

地番は、一つではないんだあ、ということを知りました。



～名古屋にある難読地名クイズ～

- ①守山区の廿軒家 ②千種区の日和町 ③西区の浅間町 ④東区の檜木町

読めますか？難しいですね。答えは次号で発表します。お楽しみに♪

5. アプローチ女子会

～当方事務・会計職員のアプローチ3人娘が、とにかく好きに書きます～

担当：望月・水野・西田

『錦2丁目ワイン酒場MUSH ムッシュ』行ってきました!!

こんにちは・・・

ひゃほーい♪

今回の女子会は新メンバー2人を含み7名全員参加♪
新メンバーの三浦さんと小田さん面白い!!
女子会ネタで「ピー×・ピー×」ってことで書くことが
出来ないのが残念ですが・・・(笑)
田中さんと水野さんは仕事の話で盛り上がってたね。
私、望月は食べることに一生懸命!!
西田さんは恒川さんの幸せ話を聞いてたのかな？

産休中の長谷川さんの赤ちゃんです→

では、次回女子会もお楽しみに・・・望月でした。



6. アプローチからのお知らせ

● H27.2.3 第3回「争族セミナー」を開催いたしました。

担当：水野 あゆみ

池田総合特許法律事務所・大野公認会計士事務所と共催で、争族回避を主なテーマに
セミナーを開催いたしました。今回、当方は講師、対談者として参加させていただきました。
毎回大盛況のこのセミナー！次回開催決まり次第また告知させていただきます！！

● H27.2.11 「第8回アプローチ登記塾」を開催いたしました。

不動産仲介業者を対象に、登記・取引・決済に関する基礎知識を研修しました。
受講生は延べ50名を超え、アプローチならではの人気塾へととなりつつあります。
今回は1日使ってギュッと凝縮した内容になりました。
受講生の方々、お疲れ様でした。ありがとうございます！
不動産と登記は切ってもきりはなせない関係です。
もっと、業務全体を把握したい！という向上心の高い皆様方、ぜひ受講をお待ちしております！
こちらも次回開催予定が決まり次第、告知させていただきます！
※ なお、定員がごございますので、受講できない場合はご了承下さい



● H27.2.27 (金)「第24回アプローチセミナー」を開催いたしました。

今回は税理士法人フィールド・ネクサスの代表社員 神谷 紀子先生をお迎えし、
「相続税対策 これをやらなきゃ始まらない！」と題し、ご講義いただきました。
相続税法が今年1月1日に改正され、時宜を得たテーマであったこともあり、
多数の方にご参加頂きました。ご多忙の折、ご参加頂きました皆様には厚く御礼申し上げます。
次回は5月に別のテーマで開催する予定です。決まりましたらまたご案内申し上げます。

H27.2.14~15 社員旅行に行ってきました(心代温泉)



7. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名在社しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様にお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

- 【例】
1. 新発見?! 謄本の見方・使い方
 2. 今さら聞けない登記手續のキソの基礎
 3. 相続勉強会(初級・中級・上級 編)
 4. 最大限あなたの希望を叶える! 遺言の作り方
 5. "株式会社"だけじゃない! 会社設立のツボ教えます。
 6. 失敗事例から学ぶ事業承継
 7. これで安心。終活セミナー～任意後見契約・死後事務委任契約・リビングウィル・遺言～



等

8. アプローチメンバーズクラブ (AMC) のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ (AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典 **入会金10,800円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。**

無料特典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,250円)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時)その他お役立ち情報
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。無料セミナーも当然お知らせいたします。外部セミナーにもご招待します。
割引特典	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家(弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off
	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の20%Off
	8 財産管理表の作成	通常料金52,500円～を50%Off
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を20%Off
	10 相続税シミュレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シミュレーション料を20%Off

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel (052) 228-0713 Fax (052) 228-0714

<http://www.approach.gr.jp>

✉ soudan@approach.gr.jp

アプローチは土日もやってます! お気軽にお問合せ下さい。

